

『営業秘密保護規定（意見募集稿）』に関する説明

「企業の営業秘密保護の強化」に関する中国共産党第 19 期中央委員会第 4 回全体会議の政策決定・手配を着実に貫徹・実行し、企業の営業秘密の保護を強化し、営業秘密侵害に係る不正競争行為を制止し、研究開発・革新を奨励し、ビジネス環境を最適化し、公平に競争する市場秩序を維持し、『反不正競争法』との効果的な連携を図るために、市場監督管理総局は『営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定』（1995 年 11 月 23 日付けで原工商行政管理局令第 41 号にて公布され、1998 年 12 月 3 日付けで原工商行政管理局令第 86 号にて改正された）の改正業務を組織・展開したので、ここに関連状況について次の通り説明する。

一、改正の必要性

（一）党中央・国務院の政策決定・手配を実行するには、『営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定』の改正が必要とされる。党中央・国務院は、営業秘密の保護業務を高く重視している。第 19 期中央委員会第 4 回全体会議（4 中全会）では、「反不正競争法を強化・改善しなければならない」「企業の営業秘密保護を強化しなければならない」ことが明確化されており、中央弁公庁・国務院弁公庁から印刷配布された『知的財産保護の強化に関する意見』では、「営業秘密、機密ビジネス情報及びそのソースコードなどに対する効果的な保護の強化を模索しなければならない」ことが明確化されており、『2020～2021 年「知的財産保護の強化に関する意見」の徹底実施のための推進計画』第 29 項の任務では、営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定を改正しなければならないと明確化されている。これらは、いずれも営業秘密保護業務をしっかりと実行するための準拠と指針を提供している。

（二）『営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定』の改正は、2019 年に改正された『反不正競争法』の営業秘密保護に関する内容との一貫性を維持するための内在的な要求である。2017、2019 年に反不正競争法が 2 回改正され、営業秘密保護条項が改正・整備された。**第一に**、営業秘密の定義を更に整備した。**第二に**、営業秘密侵害の状況を明確化した。**第三に**、営業秘密侵害行為の主体範囲を拡大した。**第四に**、「監督検査部門及びその職員は調査過程において知り得た営業秘密について秘密保持義務を負う」という規定を追加した。**第五に**、営業秘密侵害行為の法的責任を更に

強化した。第六に、営業秘密侵害の民事裁判手続における挙証責任の移転を規定した。改正反不正競争法を貫徹・実行するために、『営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定』に基づき、営業秘密保護の関連規定を改正・整備し、関連法律の規定を細分化し、法律の適用性を強化しなければならない。

(三) 『営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定』の改正は、全国人民代表大会常務委員会の関連法執行検査を実行するための要求である。2020年、全国人民代表大会常務委員会は『反不正競争法』の法執行検査を組織・展開し、『反不正競争法』の実施効果を十分に肯定した。一方で、法執行検査において、法執行者が営業秘密構成要件における「公衆に知られていない」「商業的価値を有する」「相応の秘密保持措置を講じた」などの概念に対する判定基準を容易に把握できないという報告が地方からあったため、市場監督管理総局は、早急に『反不正競争法』の関連規定を整備し、関連法律規定の条項を細分化し、法律の操作可能性を強化しなければならない。

二、改正の主要構想

(一) 財産権保護を強化し、自主的革新を奨励する。長期的な研究開発投資及び市場の蓄積を通じて形成された、知的財産の属性を有する企業の競争手段としての営業秘密は、ますます企業の知的財産構成における中核的な競争力となっている。企業の営業秘密などの知的財産の保護を強化することは、知的財産保護制度を整備する上で最も重要な内容であり、中国の経済競争力向上への最大のインセンティブとなるものでもある。市場監督管理部門が企業による営業秘密保護の展開に対する指導・支援を強化することは、科学集約型企業による自主的革新の展開、革新成果の固め、中核的な競争力の向上を奨励し、企業による研究開発の熱意と革新の活力の刺激のためにエネルギーと付加価値を与え、経済社会の質の高い発展を力強く支えるのに寄与する。

(二) 商業の誠実信用を守り、ビジネス環境を最適化する。市場主体が生産・経営活動において法律・法規を遵守し、社会公德及び商業道徳を厳守し、誠実で信用を守り、公平に競争することは、『反不正競争法』の核心的価値の目標であり、『ビジネス環境最適化条例』の明確な指針でもある。市場監督管理部門が営業秘密侵害の不正競争行為に対する制止と調査処分を強化し、他人による営業秘密の不当な取得と使用を防止することは、経営者が誠実信用の手段で法律・法規により経営を展開し、行為の境界を明確にするのに寄与し、優勢企業による革新発展のためのスペースを作り、

公平に競争する市場環境を醸成するのに寄与し、競争が整然とした近代市場体系の構築を加速し、市場化、法治化、国際化したビジネス環境を醸成するための有益なモデルを提供するのに寄与する。

(三) 問題指向を堅持し、法律の規定を細分化する。法律の規定と経営活動を連携させる重要な中間プロセスとしての部門規則では、市場経営における際立った矛盾と問題を整理し、まとめ、練り上げるとともに、競争行為における際立った問題を踏まえて、法律における相対性原則の規定を細分化かつ明確化し、基層の法執行・事件処理のための指針を提供し、法執行実践を効果的に指導し、各級の市場監督管理部門の営業秘密保護業務の指向性と実効性を高め、市場監督管理能力と法執行・事件処理の水準を上げなければならない。

三、改正過程

2019年以降、市場監督管理総局は、党中央の関連精神を真剣に学習・理解し、2017、2019年の2回にわたり改正された反不正競争法の内容に基づき、華東政法大学、武漢大学、華中科技大学などの複数の専門家に委託して手分けして系統的な研究論証を展開させ、その専門家の意見稿を基に、『営業秘密保護規定』初稿を起草した。地方法執行部門の意見を十分に聴取、吸収し、法執行の実践と組み合わせ、初稿を改正・改善した。相次いで関係省庁・委員会、司法部門、地方市場監督管理部門、専門家学者、業界協会、企業代表が参加する検討会、論証会を多数開催した。各方の意見をまとめ、吸収した上で、『営業秘密保護規定（意見募集稿）』（以下、『意見募集稿』という）を形成した。

四、改正の主要内容

1998年に施行された『営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定』は計12条で、章や節に分けていない。2019年に改正された『反不正競争法』では営業秘密保護の内容について大幅に改正・調整したことを考慮し、今回の『意見募集稿』は計6章39条で、様式を最適化し、総則、営業秘密の定義、営業秘密侵害行為、営業秘密侵害被疑行為の調査処分、法的責任及び付則に分けられた。営業秘密侵害行為の禁止の最終的な目的が、営業秘密権利者の知的財産権及び関連利益を保護することにあることを

考慮し、原規定の標題を調整し、『営業秘密保護規定』に改正した。正文部分に関する主な改正内容は、次のとおりである。

(一) **総則**。既存規定における立法目的、根拠の他に、基本原則、適用範囲、業務要求などの内容を追加した。

(二) **営業秘密の関連概念**。法執行の実践に基づき、問題指向を堅持し、新改正『反不正競争法』第九条の営業秘密及びその構成要件における関連概念を解釈、細分化した。主に以下の内容を含む。**第一に**、営業秘密、技術情報、経営情報、商業情報などの概念を定義した。**第二に**、「公衆に知られていない」、「商業的価値」、「相応の秘密保持措置を講じた」という営業秘密の最も重要な3つの構成要件を定義、細分化した。**第三に**、営業秘密権利者、侵害者及び権利帰属などの問題を明確にした。

(三) **営業秘密侵害行為**。本章では、新改正『反不正競争法』第九条に規定する営業秘密侵害行為の方式を細分化し、法律の適用可能性を強化した。**第一に**、窃盗などの方式で営業秘密を不法に取得する場合を細分化した。**第二に**、「開示」「使用」などの概念を定義した。**第三に**、「秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求への違反」を定義した。**第四に**、「営業秘密の制限付き使用」を定義した。**第五に**、教唆、誘導、幫助などの方式で他人の営業秘密を侵害する場合を細分化した。**第六に**、第三者が営業秘密侵害を構成する場合を明確にした。**第七に**、「顧客名簿」を営業秘密として保護する場合を明確にした。**第八に**、リバースエンジニアリングなど営業秘密侵害を構成しない場合を明確にした。

(四) **営業秘密侵害が疑われる行為に対する調査処分**。本章では、原規定における法執行機関、行政調停などの内容の他に、権利者の資料提出に関する要求、鑑定委託、事件中止などの内容を追加した。**第一に**、県級以上の市場監督管理部門による営業秘密侵害行為の監督検査、認定処理を明確にした。**第二に**、権利者が侵害行為を通報する際に提出すべき証拠資料を明確にした。**第三に**、営業秘密に係る事件に鑑定又は専門家意見を導入する場合を明確にした。**第四に**、双方当事者から提出された証拠資料に対する市場監督管理部門の認定・採用原則を明確にした。**第五に**、市場監督管理部門が営業秘密侵害に係る証拠を保全する場合を規定した。**第六に**、事件中止、司法移送、侵害差止命令などの手続の内容を細分化した。

(五) **法的責任**。本章では、原規定における法的責任、侵害製品の処理、国家機関及びその職員による営業秘密保持の要求などの関連内容の他に、「情状が重大である」

の認定、違法所得及び権利者に与えた損害の算定などの内容を追加した。

(六) 付則。第一に、営業秘密保護の例外を明確にし、国家機密の範囲に属し、又は法律・法規に違反し、国の利益、社会の公共利益を損害し、誠実信用の原則に背く営業秘密は、本条例の保護範囲内に含まれない。第二に、涉外事件の等級別管轄の関連規定を明確にした。第三に、『規定』の施行日及び関連規則の廃止問題を明確に規定した。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。